

不当労働行為事件の審査の目標期間の達成状況（令和6年）について

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも1回公表することとされています（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。令和6年の達成状況は、次のとおりです。

1 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）

(1) 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）

(2) 通常事件：1年

（注1）団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。

（注2）審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数

2 達成状況

(1) 団交拒否事件

令和6年に係属した事件及び終結した事件はありません。

(2) 通常事件

令和6年に係属した事件及び終結した事件はありません。

（参考）過去5年間における審査の実施状況

年	事件種別	係属事件数	終結事件数	審査期間	調査回数	審問回数	証人数等
(令和) 2	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
3	団交拒否	1件	1件	30日	0回	0回	0回
	通常	—	—	—	—	—	—
4	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
5	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
6	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—